

港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】
～港湾における感染症BCPガイドライン～
Ver1.0

国土交通省港湾局

令和3年4月

目 次

1. はじめに.....	1
2. 感染症BCPの基本的な考え方.....	2
(1) 感染症BCPの目標.....	2
(2) 本ガイドラインで対象とする感染症.....	3
(3) 本ガイドラインで想定する対応期間・感染段階.....	3
(4) 本ガイドラインで対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象.....	5
(5) 感染症BCPとして検討、定める事項.....	5
3. 他のガイドライン等との関係.....	6
4. 感染症BCPの策定にあたり想定すべきリスクと定めるべき対応.....	7
4. 1 船舶の入港時の具体的な対応.....	7
4. 1. 1 貨物船等の入港時の具体的な対応.....	7
(1) 感染症発生時におけるリスクの特定と評価.....	7
(2) 各ステージにおけるリスク対応（ソフト、ハード）、関係機関等との役割分担等.....	8
4. 1. 2 フェリー等の入港時の具体的な対応.....	12
(1) 感染症発生時におけるリスクの特定と評価.....	12
(2) 各ステージにおけるリスク対応（ソフト、ハード）、関係機関等との役割分担等.....	12
4. 2 感染症が懸念される中での災害対応.....	15
(1) 感染症発生時におけるリスクの特定・評価.....	15
(2) 各ステージにおける対策（ソフト、ハード）・関係機関等との役割分担等.....	16
5. 感染症BCPに基づく行動の円滑な実施に向けて～実施体制～.....	21
(1) 常時の連絡体制.....	21
(2) 各港の感染症BCPを踏まえた訓練の実施.....	21
6. 本ガイドライン運用の際の留意点、今後の課題等.....	22
参考1：港湾における感染症BCP検討委員会 委員名簿.....	23
参考2 委員会開催経緯.....	24
参考資料一覧.....	25

1. はじめに

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外で、クルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、身の回りの製品の多く特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外に依存し、貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできるだけ抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

こうした中、現在、我が国の重要港湾以上の港湾125港において非常災害発生時に対応した港湾BCP（Business Continuity Plan:事業継続計画）が策定されているところである。港湾BCPでは、実施体制や災害発生時の対応計画、平時の事前準備等を定め、対応にあたっての関係者の連携や実効性を確保することとしており、その考え方は災害時だけでなく感染症やその他のリスク発生時にも活用が期待できるが、感染症への具体的な対応については明確になっていない。

このため、各港において感染症に対応した港湾BCPの策定を支援するため、港湾における感染症BCP検討委員会を設置し、港湾機能の継続及び感染症対策に関わる有識者、関係団体及び関係行政機関の参画を得て、これまでの新型コロナウイルス感染症での対応経験を踏まえ、入港船舶や港湾において感染症またはその疑いが生じた場合に備えた体制、対応等について検討すると共に、各港湾における港湾機能継続のための感染症対策指針（以下、感染症BCPとする。）策定の際のガイドラインを作成した。感染症BCPは、感染症の拡大化においても当該港湾のBCPが求める事業継続目標を維持してゆくための対応のあり方をあらかじめ明らかにしておくことを目的とすることから、感染症発生・拡大時における港湾BCPの具体的な活動計画と位置付けられる。本ガイドラインに記載されている内容を参考にしつつ、各港湾において各港の実態に合わせ、感染症BCPは港湾BCPの感染症対策編として位置付けるなどし、策定されることが望まれる。

なお、感染症への対応に関しては、今後、作成後も実績や新たな知見を積み重ね、更に改善や充実を図ることが重要であることから、本ガイドラインについて必要に応じ、フォローアップや内容の改正等の検討を行うことも想定している。

2. 感染症BCPの基本的な考え方

(1) 感染症BCPの目標

感染症BCPは、港湾や入港船舶において感染症が発生、拡大することにより、船舶の長期停留や港湾における事業活動の停止により、港湾機能継続が困難となることを回避、影響を軽減することを目的とする。

自然災害時に係る港湾BCPは、発災後、港湾機能の維持、早期回復を目的とするのに対し、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、港湾機能に与える影響がさらに悪化するおそれがあるため、感染症BCPは影響拡大を抑制する対策も重要である。

感染症BCPの概念を下図に示す。

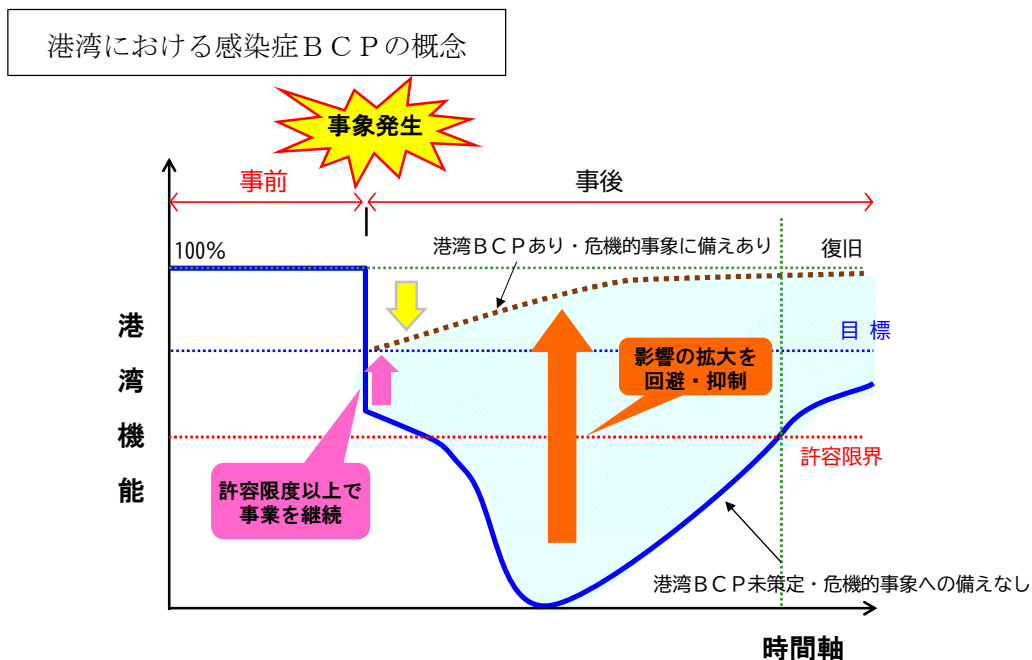


図1 感染症BCPの概念

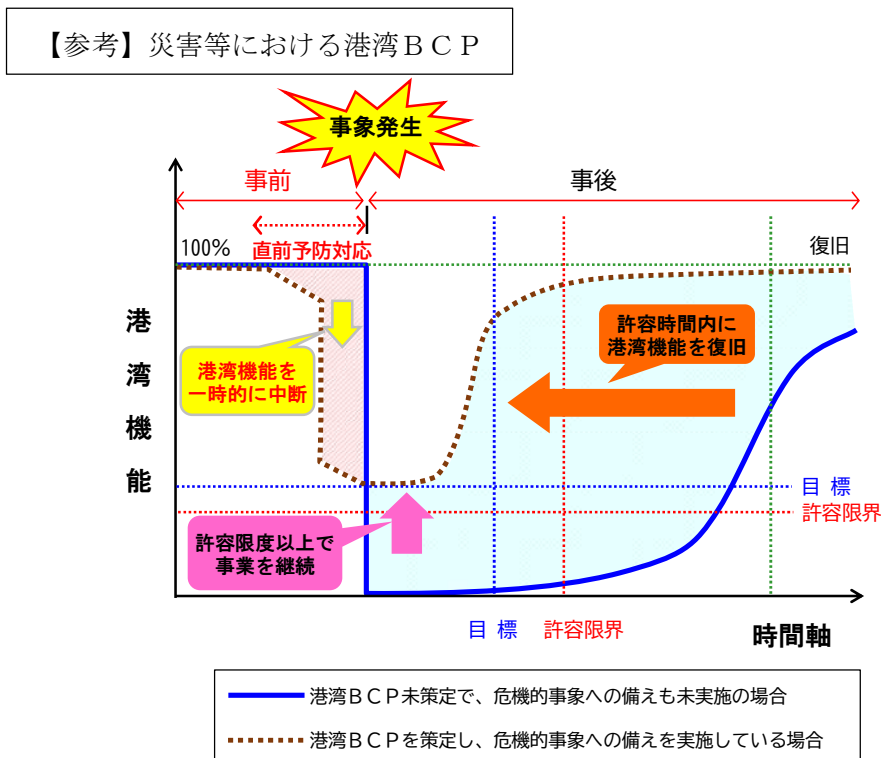
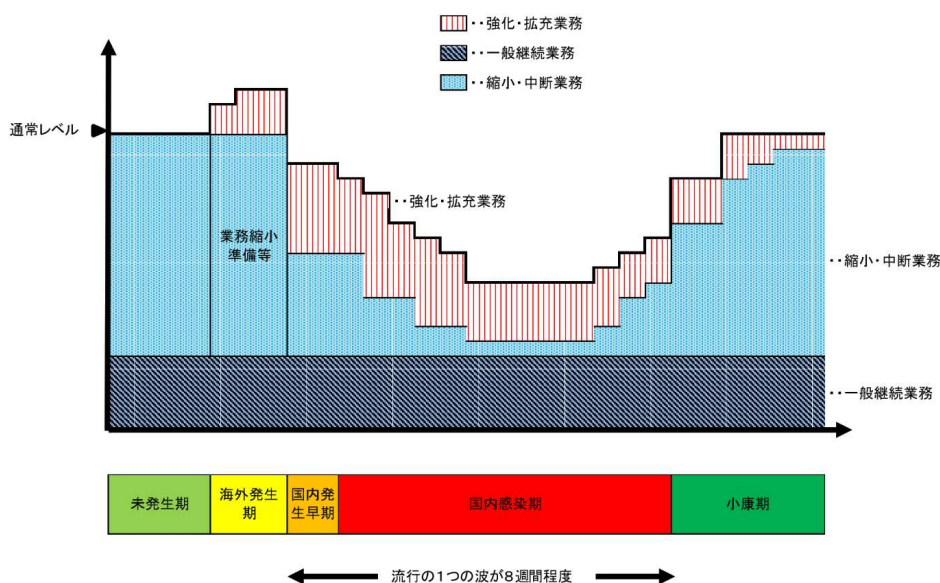


図2 災害等における港湾BCPの概念

【参考】感染症BCPの概念



※厚生労働省業務継続計画～新型インフルエンザ等対策編～（第2版）より引用
 図3 感染症BCPの概念

(2) 本ガイドラインで対象とする感染症

感染症は多岐にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を念頭に本ガイドラインを作成し、今後新たな感染症が発生した場合には、その時点の知見を踏まえ、必要な見直しを行い、その都度ガイドラインを充実させていくこととする。

(3) 本ガイドラインで想定する対応期間・感染段階

港湾BCPにおいては発災後概ね1～2週間を目途にリスクの特定とそのリスクへの対応をとりまとめているが、感染症については、今般の新型コロナウイルス感染症でも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾活動の事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）において想定されるリスクを特定するとともに、これらリスクを回避するための対策（ハード・ソフト）、役割分担等の行動方針やあらかじめ平時に準備をしておくべき施設整備や物品等の確保の考え方を示すこととする。また、これと並行して、各段階において発生する個別船舶の寄港事案への短期的な対応への指針も示すこととする。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等報道で取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症発症に

よる港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾において感染症が発生する事も想定した対応が必要となる。

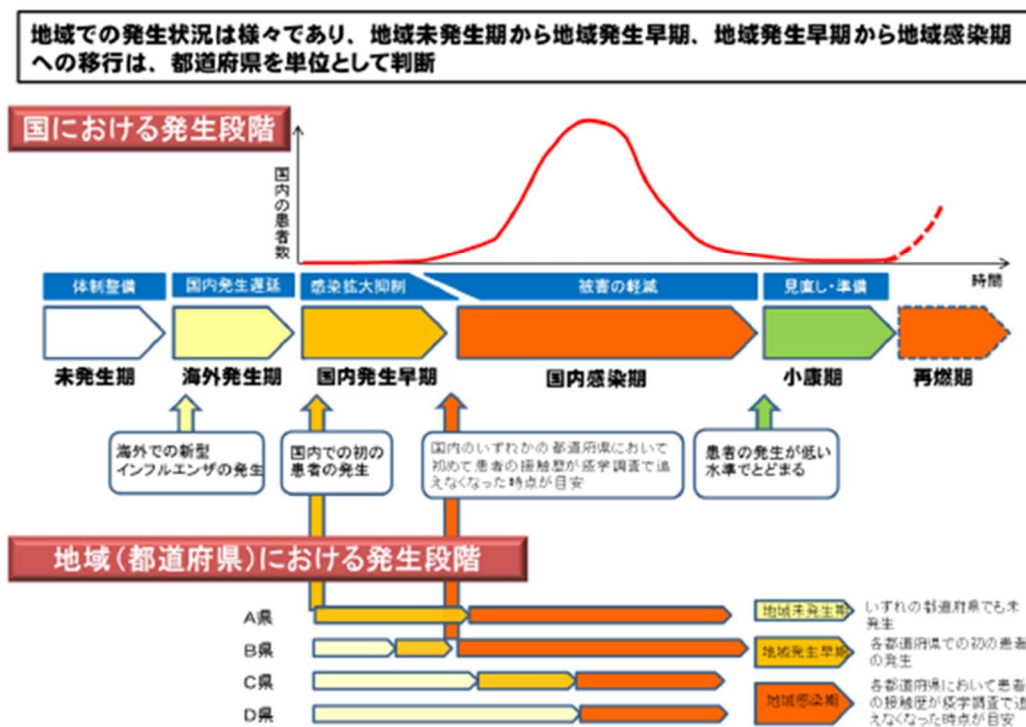
④国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

なお、各感染段階の国及び地域（都道府県）における発生段階は以下の図のようなイメージである。



※新型インフルエンザ等対策政府行動計画より引用

図4 国及び地域（都道府県）における発生段階

(4) 本ガイドラインで対象とする港湾機能の維持に影響を与える事象

港湾機能継続に影響を与えるケースとして、(a)感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時と(b)感染症が懸念される中での災害対応時を想定する。ここで、(a)について、対象船舶は、人々の日常生活や社会経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とし、以下の船舶を対象とする。

- ・物流の観点からは、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO 船等）、フェリー及び貨客船を対象とする（以下「貨物船等」とする）。
- ・旅客の観点からは、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする（以下、「フェリー等」とする）。

クルーズ船については、感染症の流行に伴い運航停止などの措置が取られることに鑑み、対象とはしないものの、クルーズ船の長期停泊等が貨物船の運航等に及ぼす影響については、考慮する。

また、個別船舶とは別に、感染症発生時の災害対応で使用する船舶（入浴支援、支援物資輸送、宿泊施設の代用としての船舶）についても対象とする。

(5) 感染症BCPとして検討、定める事項

- ・港湾BCPは、自然災害や感染症のまん延等の危機的事象が発生しても、当該港湾における所要の船舶受入機能が的確に維持できるよう、危機的事象の発生後に行う具体的な対応（対応計画）と、平時に行うマネジメント活動（マネジメント計画）等を示したものであり、個別の危機事象毎に対応計画を策定するものではないとしている。
- ・ただし、感染症は流行状況によってリスクは異なり、また、日本全体の感染対策とも整合を図る必要があることから、感染症BCPは、対応計画とマネジメント計画ではなく、前述の通り、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に定める流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

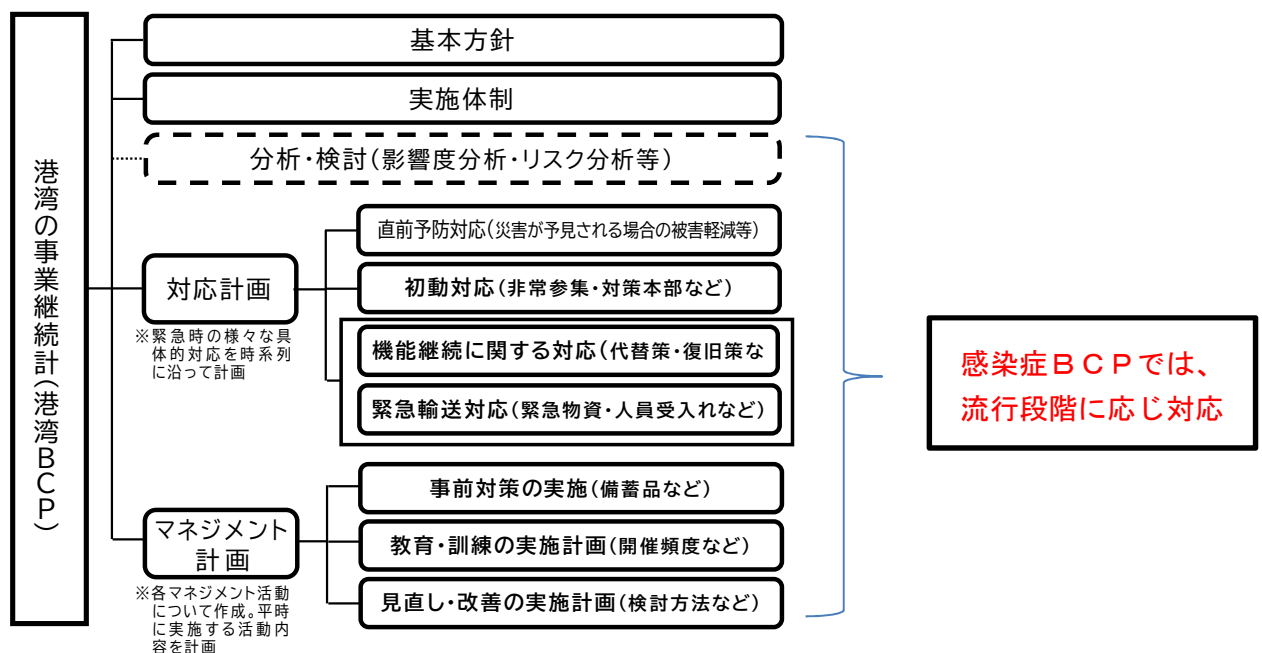


図5 港湾BCPの基本的な構成

(左図は「港湾の事業継続計画策定ガイドライン(改訂版)」(令和2年5月)より引用)

3. 他のガイドライン等との関係

港湾における感染症BCPの検討、策定にあたっては、「港湾の事業継続計画策定ガイドライン（国土交通省港湾局、令和2年5月改訂）」及び各港の事業継続計画等（港湾BCP）を踏まえるほか、以下に示す各種ガイドライン等を適切に参照するものとする。（〈政府方針〉以外は別紙参照）

〈政府方針〉

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成29年9月変更）
- ・ 国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年3月30日改定）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年3月18日変更）

〈港湾関係〉

- ・ 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について（新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG、令和2年9月18日）
- ・ クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（日本港湾協会、令和2年10月23日第2版）
- ・ 港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（日本港運協会、令和2年11月30日改定）
- ・ 港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（日本埋立浚渫協会・日本港湾空港建設協会連合会、日本潜水協会、日本海上起重技術協会・全国浚渫業協会、令和3年2月9日改定）

〈船社関係〉

- ・ 感染防止対策及び船上で乗務員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について（国土交通省海事局安全政策課、令和2年5月11日）
- ・ 新型コロナウイルス（COVID-19）に関するガイダンス（日本船主協会、令和2年5月15日第3版）
- ・ 内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本内航海運組合総連合会、令和2年5月14日）
- ・ 外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会、令和2年5月14日）
- ・ 外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会、令和2年10月23日第2版）
- ・ 旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本旅客船協会、令和2年5月14日）
- ・ 上記のほか、船舶運航会社独自の取り組みが公表されているので適宜参照されたい。

〈船舶代理店関係〉

- ・ 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本船舶代理店協会、令和2年5月14日）
- ・ 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（外航船舶代理店業協会、令和2年5月14日）

4. 感染症BCPの策定にあたり想定すべきリスクと定めるべき対応

感染症の各流行段階における想定されるリスクを特定し、そのリスクに対処するための対策等の在り方の指針を以下のとおり示すので感染症BCPに盛り込むべき項目の検討の際の参考にされたい。

なお、「(2)各ステージにおけるリスク対応策(ソフト、ハード)・関係機関等との役割分担等」では、「(1)感染症発生時におけるリスクの特定と評価」に記載しているリスクに対し、その対応等を示している。

また、文中の【 】内は、その項目を主体的に実施する事が想定される組織を示しているが、各港湾の実情により適宜変更することも可能であるため感染症BCPを策定する際の実施主体を検討する際の参考にして頂きたい。

4. 1 船舶の入港時の具体的な対応

4. 1. 1 貨物船等の入港時の具体的な対応

(1) 感染症発生時におけるリスクの特定と評価

① 未発生期

- ・特記事項なし

② 海外発生期

- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク〈※②～⑤に跨るリスク〉
- ・外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉

③ 国内発生早期

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク〈※③～④に跨るリスク〉
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク〈※③～④に跨るリスク〉(特に緊急物資輸送時に留意)

④ 国内感染期

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

⑤ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

(2) 各ステージにおけるリスク対応（ソフト、ハード）、関係機関等との役割分担等

①未発生期

○平常時の備え

- ・感染症BCPに関する教育・訓練の実施（情報伝達訓練・感染疑者の搬送等現地訓練など）、PDCAによる実効性向上【港湾管理者】
- ・「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」（国土交通省海事局外航課・国土交通省港湾局港湾経済課、令和2年4月30日）の充実強化【国土交通省港湾局・海事局】
- ・「船員や港湾労働者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」（国土交通省港湾局・海事局、令和2年9月14日）の周知徹底【国土交通省港湾局・海事局】
- ・「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」（日本港運協会、令和2年5月18日）の充実強化【国土交通省港湾局、日本港運協会】
- ・「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」（令和2年9月18日）の周知徹底【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省】
- ・各港湾における長期停留等に耐えうる検疫錨地や検疫岸壁の候補の検討、無線検疫で感染疑いが発生した際の対応の検討【地方整備局等、地方運輸局等、港湾管理者、港湾運営会社、検疫所】
- ・マスク、消毒液等の感染予防対策用品の備蓄【港湾現場の事業者等】
- ・「三密」の発生を避けるのための更衣室、食堂、送迎車両等の改良といった対策を促す【港湾現場の事業者等】

②海外発生期

○外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスクへの対応

- ・「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」の再周知と対策の実施の徹底【港湾現場の事業者等、船舶代理店】
- ・「船員や港湾労働者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底【港湾現場の事業者等、船舶代理店】
- ・「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知と対策の実施の徹底【検疫所、港湾現場の事業者等、船舶代理店】

○港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスクへの対応 (※②～⑤に跨るリスク)

- ・「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」や「船員や港湾運送従事者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底（港湾関係の労働者等の安全・安心の確保）【国土交通省港湾局・海事局、港湾現場の事業者等、船舶代理店】

- ・「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省】
- ・上記対処方針の連携の徹底【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、地方整備局等、地方運輸局等、管区海上保安本部、検疫所、港湾管理者、港湾運営会社、港湾所在自治体】

○外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスクへの対応〈※②～④に跨るリスク〉

- ・「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省】
- ・上記対処方針の連携の徹底【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、地方整備局等、地方運輸局等、管区海上保安本部、検疫所、港湾管理者、港湾運営会社】
 - ※各港における感染症BCPにおいては、当該船舶（特に大型船の場合を想定）の係留が長期間に渡る場合を想定し、あらかじめ検疫岸壁等の候補を検討し、想定しておくことが望ましい（実際の検疫岸壁等の確定は、事案発生時の岸壁の空き状況や船舶の特性等を踏まえ、その都度関係者で検討）。
- ・検疫岸壁が決定した際の、本船のシフト作業を円滑に行うための情報共有【船舶代理店】

○検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスクへの対応〈※②～④に跨るリスク〉

- ・「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省】
- ・上記対処方針の連携の徹底【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、地方整備局等、地方運輸局等、管区海上保安本部、検疫所、港湾管理者、港湾運営会社】

③国内発生早期

○港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスクへの対応〈※③～④に跨るリスク〉

- ・「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」の再周知【国土交通省港湾局、日本港運協会】
- ・上記ガイドラインの対策の実施の徹底【港湾現場の事業者等】
- ・「船員や港湾労働者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知【国土交通省港湾局・海事局】
- ・上記情報共有の対策の実施の徹底【港湾現場の事業者等、船舶代理店】

○港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスクへの対応〈※③～④に跨るリスク〉

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について（要請）」（国土交通省港湾局港湾経済課、令和2年4月13日）と同様の要請を実施【国土交通省港湾局、港湾現場の事業者等】
- ・「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」に準じた対策の実施を要請【国土交通省港湾局・海事局】

④ 国内感染期

○国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

- ・国内外における感染拡大に備え、これまでに講じている施策を随時見直し、対策の充実強化を図る。
- ・感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が連携し、総合的な防疫措置を実施
- ・必要に応じて、国や港湾管理者、事業者団体による調整の元に、寄港船の代替受け入れや港湾貨物の迂回輸送等の港湾間での相互機能バックアップの実施
【上記3項目共通：国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省、地方整備局等、地方運輸局等、管区海上保安本部、検疫所、港湾管理者、港湾運営会社、港湾現場の事業者等、船舶代理店】
- ・「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省】
- ・上記対処方針の連携の徹底【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、地方整備局等、地方運輸局等、管区海上保安本部、検疫所、港湾管理者、港湾運営会社、港湾所在自治体】
- ・港湾機能が停止した場合の候補港のシフトを円滑に行うための関係者による連絡・調整体制の構築【地方整備局等】

⑤ 小康期

○国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスクへの対応

- ・国内外における第2、第3の波の到来に備え、感染症による港湾機能障害の発生・対策事例、教訓等の情報共有を全国展開するとともに、これまでに講じている施策を随時見直し、対策を充実強化【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省、地方整備局等、地方運輸局等、管区海上保安本部、検疫所、港湾管理者、港湾運営会社、港湾現場の事業者等、外航船社、船舶代理店】
- ・「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、法務省】

- ・ 上記対処方針の連携の徹底【国土交通省港湾局・海事局、海上保安庁、厚生労働省、地方整備局等、地方運輸局等、管区海上保安本部、検疫所、港湾管理者、港湾運営会社、港湾所在自治体】
- ・ 感染症BCPガイドラインの検証・改定【国土交通省港湾局】
- ・ 衛生用品、感染予防対策用品の補充【港湾現場の事業者等】

○港湾関係の労働者の間や港湾関係の労働者と船員との間の接触によって感染者が再発生するリスクへの対応

- ・ 「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」の再周知と対策の実施の徹底【港湾現場の事業者等、船舶代理店】
- ・ 「船員や港湾運送従事者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底【港湾現場の事業者等、船舶代理店】
- ・ 「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知と対策の実施の徹底【検疫所、港湾現場の事業者等、船舶代理店】

4. 1. 2 フェリー等の入港時の具体的な対応

(1) 感染症発生時におけるリスクの特定と評価

①未発生期

- ・特記事項無し

②海外発生期

- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する海外渡航者、又は上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスク^(注)
- ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生するリスク^(注)

(注) クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないので、船ごと停留する事態も想定されるものの、発症者の安全かつ迅速な搬送が重要となる。また、初動対応が確立されていない中での混乱発生リスクが発生。

③ 国内発生早期

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク
- ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク。特に、国内幹線航路や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要。〈※③～④に跨がるリスク〉

④ 国内感染期

※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定

- ・フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク（特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大するリスク）
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路や離島航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク

⑤ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

(2) 各ステージにおけるリスク対応（ソフト、ハード）、関係機関等との役割分担等

①未発生期

○平常時の備え

- ・感染症BCPに関する教育・訓練の実施、PDCAによる実効性向上【港湾管理者、港湾運営会社】
- ・感染者（疑いのあるものも含む）が発生した場合の各港の実情に応じた対応手順の検討【港湾管理者、港湾運営会社】
- ・航路上の港湾管理者、港湾所在自治体（衛生部局、保健所含む）、船舶運航会社、地方整備局等、地方運輸局等、海上保安庁、CIQ等との連絡体制の確保を図る

ため、「水際・防災対策連絡会議」等を活用した関係機関との情報共有（感染症BCPの共有、連絡体制の構築等）【地方整備局等】

- ・乗員が感染した場合に備え、配乗条件の把握など受入条件を確認し、必要に応じ、国際フェリー・外航定期旅客船の受入れに関する対応の検討を行う（特定検疫港等）【港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社】
- ・国内フェリー等のためのサーモグラフィーや感染予防対策用品の準備【港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社】
- ・防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等感染予防対策用品の準備【地方整備局等、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社】
- ・感染者発生時の待機場所、動線等について、あらかじめ検疫所や保健所と調整。特に、国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内またはターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討【港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社】
- ・国内航路において感染者発生時の関係者による消毒等感染拡大防止策の策定【船舶運航会社、港湾管理者、港湾運営会社】

②海外発生期

- 国際フェリー・外航定期旅客船等を利用する海外渡航者又は上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスクへの対応
- 国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生するリスクへの対応（※③～④に跨るリスク）

- ・国際ターミナルにおける、ポスター掲示、アナウンス等による感染予防に係る広報協力【港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社】
- ・国際旅客・港湾関係者の感染予防対策（マスク、三密回避等）【フェリーや旅客船に関わる港湾関係者】
 - ※「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（日本港湾協会、令和2年10月23日）」が参考になる。
 - ※「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」（新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG、令和2年9月18日）が参考になる。

③国内発生早期

- フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスクへの対応

- ・国内ターミナルにおける、ポスター掲示、アナウンス等による感染予防に係る広報協力【ターミナル管理者（港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等）】
- ・国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施。【ターミナル管理者（港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等）】
 - ※船舶における検温、検温結果を踏まえた乗船可否の判断については、船舶運航会社で対応
- ・国内旅客・港湾関係者の感染予防対策（マスク、三密回避等）【フェリーや旅客船に関わる港湾関係者】

※「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（日本港湾協会、令和2年10月23日）」が参考になる。

※国際航路において感染者（疑いのあるものも含む）が発生した場合、「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」（新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG、令和2年9月18日）が参考になる。

○フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染拡大によって、船舶の運航停止リスクへの対応

- ・国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施及びアルコール系消毒液等の設置【ターミナル管理者（港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等）】
- ・港湾関係者の感染予防対策（マスク、三密回避等）【フェリーや旅客船に関わる港湾関係者】

④国内感染期

○国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク及び国内フェリー等の大規模な運航停止が発生するリスクへの対応

- ・国内ターミナルにおける、ポスター掲示、アナウンス等による感染予防に係る広報協力【ターミナル管理者（港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等）】
- ・国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施及びアルコール系消毒液の設置【ターミナル管理者（港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等）】
- ・港湾関係者の感染予防対策（マスク、三密回避等）【フェリーや旅客船に関わる港湾関係者】
- ・港湾ターミナルの閉鎖に対応するための国内フェリー等の臨時寄港のための手続きの迅速化、人的資源や資器材の港湾間融通等の実施【港湾管理者】
- ・国際航路の旅客運航再開に係る情報収集、再開時の対応に向けた関係者調整【フェリーや旅客船に関わる港湾関係者】

○港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路や離島航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスクへの対応

- ・港湾関係者の感染予防対策（マスク、三密回避等）【フェリーや旅客船に関わる港湾関係者】

⑤小康期

○国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスクへの対応

- ・流行期と同様であるが、感染リスクの低減状況を常に分析し、衛生用品等感染予防対策用品の補充【フェリーや旅客船に関わる港湾関係者】
- ・港湾における感染症BCPガイドラインの検証・改定【国土交通省港湾局】

4. 2 感染症が懸念される中での災害対応

本項目では、感染症が発生した場合においても、通常の災害対応と同様の対応がなされるためには、事前にどのようなリスクが想定され、そのリスクに対してどのような対応をしていくべきかの指針を示す。

(1) 感染症発生時におけるリスクの特定・評価

①未発生期

- ・特記事項なし

②海外発生期

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク

○貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク

- ・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク（※②～④に跨るリスク）

③国内発生早期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク
- ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク
- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク
- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

④国内感染期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

- ・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・港離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク

- ・ 港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク
- ・ TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延させるリスク

○港湾利用面に関するリスク

- ・ 災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○外国からの支援に起因する感染症リスク

- ・ 外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク
- ・ 被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤小康期

- ・ 措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク
※感染リスクの低減状況を常時分析する必要がある。

(2) 各ステージにおける対策（ソフト、ハード）・関係機関等との役割分担等

①未発生期

○平常時の備え

- ・ 関係機関（港湾管理者、港湾所在自治体等）と事前にホットラインを確認及び、感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・ 感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するよう、事前に関係者調整を実施【地方整備局等、港湾管理者、関係業界団体等】
- ・ 感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾BCPの拡充【地方整備局等、港湾管理者、関係業界団体】
- ・ 感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制をあらかじめ構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）【地方整備局等、港湾管理者】
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・ 感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制を構築【地方整備局等、港湾管理者、関係業界団体】
- ・ 被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討を実施【地方整備局等・港湾管理者】
- ・ 複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練を実施するとともに、PDCAによる実効性向上を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・ 防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保に努める【地方整備局等、港湾管理者】
- ・ 災害派遣職員の宿泊場所の事前調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保について関係機関と調整を実施【地方整備局等、港湾管理者】

②海外発生期

○外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・支援船の着岸バース調整を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスクへの対応

- ・支援船の着岸バース調整を実施【地方整備局等、港湾管理者】

③国内発生早期

○被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施【地方整備局等】

○被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】

- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・支援船の着岸バース調整を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症を発生させるリスクへの対応

○港湾業務艇・海洋環境整備船等を活用した離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を広げるリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施【地方整備局等】

○災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施【地方整備局等】

○外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・支援船の着岸バース調整を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施【地方整備局等】

④国内感染期

○被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE等による支援等が実施出来ないリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施【地方整備局等】

○被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が拡大するリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・支援船の着岸バース調整を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】

○TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症を広げるリスクへの対応

○災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスクへの対応

- ・災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施【地方整備局等、港湾管理者】
- ・状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施【地方整備局等】

⑤ 小康期

○国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスクへの対応

- ・複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施【国土交通省港湾局】
- ・感染予防対策用品の補充を実施【地方整備局等、港湾管理者】

5. 感染症BCPに基づく行動の円滑な実施に向けて～実施体制～

(1) 常時の連絡体制

非常時において港湾関係メンバーとの連絡が円滑に行えるよう、水際・防災対策連絡会議や港湾保安委員会等の枠組みを活用し、連絡体制の構築を図るとともに、平時、非常時にかかわらず、情報交換や意見交換を実施することで、連絡体制の構築を確認する。また、感染症発生時には、当該連絡会議等が中心となり事務局的な役割を担い対応にあたる。

なお、水際・防災対策連絡会議の開催が困難な場合は、構成員のうち関係者のみを集めたコアメンバー会議にて対応することもできる。

(2) 各港の感染症BCPを踏まえた訓練の実施

少なくとも毎年検疫所が実施している関係機関が連携した感染症訓練には積極的に参加することとする。また、必要に応じて、港湾関係官署や港湾管理者、港湾関係事業者等間における連絡調整等、港湾関係者独自の訓練についても計画的に実施する。

また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を定期的に設けることも重要である。

訓練実施後は、その教訓等を水際・防災対策連絡会議構成員等へ共有するとともに、必要に応じて感染症BCPの見直しを行う。

6. 本ガイドライン運用の際の留意点、今後の課題等

- ・各重要港湾以上の港湾においては、今後本ガイドラインを参考に各港の港湾BCPを改正（感染症編の策定）することが望まれるが、離島航路などフェリー・旅客船航路が就航している地方港湾についても、必要に応じて感染症BCPの策定や航路が結ばれている重要港湾以上の港湾における感染症BCPにおいて当該地方港湾との連携方策について記載する等の対応が望ましい。
- ・感染症BCPは、本ガイドラインを参考にしつつ、関係者（当該ガイドラインを作成した検討委員会に参画した関係機関や関係団体の地方支分部局等をはじめとする港湾の関係者）の合意のもと、各港の実情を十分踏まえ港湾BCPの策定主体の協議会を中心に策定することが望ましい。
- ・本ガイドラインでは、本船入港後に船員の陽性反応が確認された後、港湾関係の労働者等がサービスを提供できる状態となる判断は、検疫所および保健所の判断を目安とする。
- ・本ガイドラインは、主に一つの港湾における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域連携の方策についても検討することが望ましい。
- ・本ガイドラインは、主に全国の港湾における一般事項について記載しているため、感染症BCPを策定する際には、港湾の立地環境（背後の施設の充実度、気候の影響等）やCIQや医療等に係る体制の規模や能力が異なるため、各港の実情を踏まえた検討を行うことが望ましい。
- ・本ガイドラインは、港湾における対応を中心に記載しているため、実際のBCP策定にあたり、当該港湾の利用船舶運航会社やその他業務委託先などの関連する対策等を十分反映することが望ましい。

参考 1 : 港湾における感染症BCP検討委員会 委員名簿

(敬称略)

【有識者】

(氏名五十音順)

京都大学 経営管理大学院 客員教授		小野 憲司
大阪市立大学 大学院 医学研究科臨床感染制御学教授		掛屋 弘
横浜市立大学 附属病院 感染制御部長		加藤 英明

【関係団体】

日本港運協会	理事	名村 悦郎
--------	----	-------

【行政関係者】

法務省出入国在留管理庁	出入国管理課長	市村 信之
厚生労働省健康局	結核感染症課長	江浪 武志
医薬・生活衛生局	検疫所業務管理室長	中平 純一
国土交通省海事局	安全政策課長	峰本 健正
国土交通省港湾局	港湾経済課長	谷口 礼史
	産業港湾課長	西尾 保之
	海岸・防災課長	安部 賢
海上保安庁総務部	危機管理官	瀬井 威公
横浜市港湾局	局長	中野 裕也
神戸市港湾局	技術担当局長	西森 正至

(オブザーバー)

(団体名五十音順)

外航船代理店業協会	専務理事	土肥 康保
外国船舶協会	専務理事	村瀬 千里
日本船主協会	常務理事	大森 彰
日本船舶代理店協会	副会長	柴原 優治
日本長距離フェリー協会	常務理事	伊藤 隆
日本内航海運組合総連合会	調査企画部副部長	畑本 郁彦
日本旅客船協会	常務理事	須田 弘次

参考2 委員会開催経緯

- ・ 第1回港湾における感染症BCP検討委員会開催（令和2年7月21日）
 - 港湾における感染症BCP検討委員会の進め方について
 - 港湾における感染症に係るこれまでの取組について（情報提供）
 - 港湾における感染症BCPガイドライン検討の方向性について

- ・ 第2回港湾における感染症BCP検討委員会開催（令和2年12月16日）
 - 港湾における感染症BCPガイドライン（案）について
 - （1） 共通部分
 - 1. はじめに
 - 2. 事業継続にあたっての基本的な考え方
 - 3. 他のガイドライン等との関係
 - 4. 本BCPの円滑な実施に向けて
 - （2） 5. 1貨物船（コンテナ船含む）の受入れ
 - （3） 5. 2フェリー、定期旅客船の受入れ
 - （4） 5. 3感染発生時における災害対応
 - （5） 6. 運用の際の留意点、今後の課題等
 - 今後の進め方について

- ・ 第3回港湾における感染症BCP検討委員会開催（令和3年3月16日）
 - 港湾における感染症BCPガイドライン（案）について
 - （1） 1. はじめに
 - 2. 感染症BCPの基本的な考え方
 - 3. 他のガイドライン等との関係
 - 4. 感染症BCPのさくていにあたり想定すべきリスクと対応
 - 4. 1 船舶の入港時の具体的な対応
 - 4. 1. 1 貨物船等の具体的な対応
 - 4. 1. 2 フェリー等の入港時の具体的な対応
 - 4. 2 感染症が懸念される中での災害対応
 - （2） 5. 1貨物船（コンテナ船含む）の受入時の具体的な対応
 - （3） 5. 2フェリー、定期旅客船の受入時の具体的な対応
 - （4） 6. 感染発生時における災害対応
 - （5） 7. 運用の際の留意点、今後の課題等
 - その他

参考資料一覧

参考資料1 政府方針関係資料

- 新型コロナウイルス等対策政府行動計画（平成29年9月変更）
- 国土交通省新型コロナウイルス等対策行動計画（平成27年3月30日改定）
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年2月2日変更）

参考資料2 港湾関係資料

- 別添1 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について（新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG、令和2年9月18日）
- 別添2 クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（日本港湾協会、令和2年10月23日第2版）
- 別添3 港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（日本港運協会、令和2年11月30日改定）
- 別添4 外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項（国土交通省港湾局・海事局、令和2年4月30日）
- 別添5 船員や港湾労働者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有（国土交通省港湾局・海事局、令和2年9月14日）
- 別添6 港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（日本埋立浚渫協会・日本港湾空港建設協会連合会、日本潜水協会、日本海上起重技術協会・全国浚渫業協会、令和2年7月10日改定）

参考資料3 船舶関係資料

- 別添7 感染防止対策及び船上で乗務員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について（国土交通省海事局安全政策課、令和2年5月11日）
- 別添8 新型コロナウイルス（COVID-19）に関するガイダンス（日本船主協会、令和2年5月15日第3版）
- 別添9 内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本内航海運組合総連合会、令和2年5月14日）
- 別添10 外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会、令和2年5月14日）
- 別添11 外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会、令和2年10月23日第2版）
- 別添12 旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本旅客船協会、令和2年5月14日）

参考資料4 船舶代理店関係資料

- 別添13 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本船舶代理店協会、令和2年5月14日）
- 別添14 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（外航船舶代理店業協会、令和2年5月14日）

参考資料5 感染疑い船の事例集